

# 東武会 NEWS

東武会NEWS  
No.1907  
平成19年 7月 発行

今月のトピック		<b>埼玉県入札参加資格審査の追加受付が始まります</b>	
① 追加登録に該当する業者	ア 新規登録 (平成19・20年度の入札参加資格者名簿に登録がない業者) イ 登録内容の変更 (登録がある業者で申請区分の追加、業種の追加等を希望する業者)		
② 申請業種・業務	ア 建設工事請負 イ 設計・調査・測量 ウ 土木施設維持管理		
③ 受付方法	申請書類及び添付書類を受付会場に直接持参。 尚、郵送受付は行っていません。		
④ 受付日時	平成19年7月17日(火)から7月27日(金)まで ※土曜、日曜、祝日は除く。 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分		
⑤ 受付場所	埼玉県 県土整備部 建設業課 (埼玉県庁 第2庁舎 3階)		
⑥ その他	今回の登録資格の有効期限は、平成21年3月31日までとなります。		

困りごと無料相談会 開催日程 (随時追加予定)
7月28日(土) 9:00～17:30 富士見市民文化会館
7月29日(日) 10:00～17:30 にいざほっとぷらざ
8月25日(土) 9:00～17:30 新座市民会館
8月26日(日) 9:00～17:30 志木市民会館
9月29日(土) 9:00～17:30 富士見市民文化会館
10月20日(土)9:00～17:30 志木市民会館

## 専 門 業 務 部 通 信

<国際業務部>	<民事法務部>	<運輸業務部>
<b>出国命令制度の臨時出張受付窓口の開設</b>	<b>特定商取引法施行令改正</b>	<b>自動車運転過失致死傷罪の新設</b>
東京入国管理局では、以下の日程で『出国命令制度』の臨時出張受付窓口を開設します。 (対象者) 不法残留中の人 (対応者) 東京入国管理局職員	規制対象商品・サービスの拡大 「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」が発表され、悪質な訪問販売や電話勧誘販売、通信販売を規制する「特定商取引に関する法律」の規制対象に以下の3品目・サービスが追加されることとなりました。  ① 味噌、醤油等の調味料 ② 占いと併せて行われる祈禱等の援助サービス ③ 海外商品取引や海外商品オプション取引の仲介サービス  この改正により、これらの物品・サービスについての悪質業者は行政処分の対象となり、消費者はクーリングオフできるようになります。	～刑法改正～ このほど、「刑法の一部を改正する法律」が施行され、これまで「業務上過失致死傷罪」とされていた自動車運転中の過失による人身事故について「自動車運転過失致死傷罪」が適用されることとなりました。  <b>業務上過失致死傷罪</b> 5年以下の懲役・禁固又は100万円以下の罰金  ↓ <b>自動車運転過失致死傷罪</b> 7年以下の懲役・禁固又は100万円以下の罰金  安全運転を心がけましょう
千葉 7月1日(日)9時～18時 東京入国管理局千葉出張所		
埼玉 7月8日(日)9時～18時 東京入国管理局埼玉出張所		
茨城 7月29日(日)9時～18時 東京入国管理局茨城出張所		
受付の内容		
☆出国命令手続(出頭申告)の受付 ☆出国命令制度の説明 ☆出国命令制度の相談・質問		

**「相続・遺言」の出張勉強会開催中!**  
4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

**その他各種勉強会出張開催いたします**  
詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

♡ **結婚契約書** ♡  
**取扱い開始!!**  
行政書士ネットワーク東武会では、お二人の新たな門出の記念となる『結婚契約書』を作成しております。  
ご用命は事務局まで。

## 今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

個人事業主として5年、会社組織にして代表取締役として約8年大工工事業として営業してきました。元請の建設会社の方からそろそろ「建設業の許可」を取得したらどうかと言われています。どの様にすれば良いのでしょうか。ちなみに請工事の額はそれ程高額ではありません。

許可の要件はケースにより様々ですが、特に資格免許等は取得してなく、営業所は本社1箇所としてご説明して参ります。

まず建設業の許可は工事の請負代金が1件当たり500万円未満の場合必要はありません。しかしながら最近信用力のアピールとして建設業の許可を取得する場合も多いようです。

許可の種類は営業所1箇所、3000万円以上の下請けに出すこともなさそうですので「法人・一般・大工工事・知事許可」となります。許可の要件の大きな項目には、①経営業務管理責任者がいること ②専任の技術者がいること ③財産的基礎のあること の3点があります。

ご相談のケースでは①については個人事業主として5年、法人代表取締役として8年ありますので、その間に5年間の建設業についての経営経験を証明できれば①の要件に該当します。②については特段の資格免許が無いとすれば、申請の大工工事業について10年以上の実務経験を証明できれば②の要件に該当します。③の要件については500万円以上の自己資本あるいは資金調達力があれば該当します、例えば資本金500万円以上あるいは預金額証明500万円以上でOKです。この他にも要件はありますが、申請には過去の証明を要するケースが多いので普段から書類の管理が大切です。



東武会  
“今月の重点活動”

★ 建設業許可更新キャンペーン実施中! ★

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会是非ご利用ください。

**なるほど! 行政書士**  
タバコの自動販売機でも置こうかな?  
それとも  
ビールの自動販売機でも置こうかな?  
「たばこ小売業許可」  
「酒類販売業許可」  
これも業務です!

## 行政書士ネットワーク東武会

事務局のご案内	所在地 埼玉県志木市上宗岡1-17-15 (内藤行政書士事務所内)	TEL/FAX 048(487)2014
		ホームページ http://www.toubukai.net メール info@toubukai.net
行政書士 内藤 明雄	行政書士 新井 浩	
行政書士 関 智一	行政書士 藤田 浩樹	
行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。		